慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策にみる「多国間主義」
Sub Title	
Author	青木, 節子(Aoki, Setsuko)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2006
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.93
JaLC DOI	
Abstract	ブッシュ政権の外交政策の基調は単独主義であり、国際組織や多国間条約の敵視ないし軽視が著しい、という評価がしばしばなされる。しかし、少なくとも核兵器を中心とする大量破壊兵器が懸念国家やテロリストに渡ることを防止する努力においては、一概に単独主義とはいえず、米国の国益に合致する方法で多国間制度を利用し、合致しないと判断した場合は制度や条約に変更を迫る、それでも目的を達しない場合に別途有志国連合を設定して行動する、という傾向が見出される。本稿では第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策に絞って、多国間制度との関与を実証的に検討した。具体的には、国連、NPT、IAEA など法的拘束力を有する制度や条約の利用の仕方、NSG、AG等の従来から存在する国際制度における行動、さらにはCTRGを発展させたG8グローバルパートナーシップ、PSI、CSI など新しい有志国制度における大量破壊兵器管理政策を調査し、実定国際法の違反に該当する行動はほとんどみられないことを確認した。それにもかかわらず、その「アラカルト多国間主義」が非難されるのはなぜか。地球社会における個々の「人間の安全保障」を重要視するようになった現在、国際約束の合法性が担保されるだけでは不十分でその正当性が鋭く問われるようになっていったからではないだろうか。そのように推測し、正当性を担保する規範の内容と実現手続きについて考察した。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000093-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

総合政策学ワーキングペーパーシリーズ　No.93

第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策にみる「多国間主義」

青木節子 *

2006 年 3 月

21 世紀 COE プログラム
「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科／総合政策学部（aosets@sfc.keio.ac.jp）

第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策にみる「多国間主義」

青木節子

【概要】

ブッシュ政権の外交政策の基調は単独主義であり、国際組織や多国間条約の敵視ないし軽視が著しい、という評価がしばしばなされる。しかし、少なくとも核兵器を中心とする大量破壊兵器が懸念国家やテロリストに渡ることを防止する努力においては、一概に単独主義とはいえず、米国の国益に合致する方法で多国間制度を利用し、合致しないと判断した場合は制度や条約に変更を迫る、それでも目的を達しない場合に別途有志国連合を設定して行動する、という傾向が見出される。本稿では第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策に絞って、多国間制度との関与を実証的に検討した。具体的には、国連、NPT、IAEA など法的拘束力を有する制度や条約の利用の仕方、NSG、AG 等の従来から存在する国際制度における行動、さらには CTRG を発展させた G8 グローバルパートナーシップ、PSI、CSI など新しい有志国制度における大量破壊兵器管理政策を調査し、実定国際法の違反に該当する行動はほとんどみられないことを確認した。それにもかかわらず、その「アラカルト多国間主義」が非難されるのはなぜか。地球社会における個々の「人間の安全保障」を重要視するようになった現在、国際約束の合法性が担保されるだけでは不十分でその正当性が鋭く問われるようになっていったからではないだろうか。そのように推測し、正当性を担保する規範の内容と実現手続きについて考察した。

キーワード : 拡散防止、大量破壊兵器、CTRG、NSPD 17、PSI

はじめに―問題の所在

冷戦後、唯一の超大国となった米国では、単独主義が目立つようになり、特にブッシュ政権においては、国際連合（以下「国連」）をはじめとする国際組織の軽視や国内政治をそのまま反映した単独主義が顕著となった批判されることがある。これは、政権初期に「9.11」同時多発テロに見舞われたこともあり、安全保障政策のおいて特に顕著であり、国連安全保障理事会（以下「安保理」）の授権なしのイラク戦争開始や多国間軍備管理条約への冷淡な姿勢となって現れているともいわれる。しかし、ブッシュ政権の第一期における国際組織や多国間制度との関与を実証的に調査すると、単独主義というよりは、むしろクリントン政権に比しても多国間制度の利用が顕著である。では、なぜその単独主義が批判されるのであろうか。

本稿では、ブッシュ政権の国家安全保障戦略文書および大量破壊兵器と戦う国家安全保障文書等の文書ならびに多国間制度との関わりを検討することを通じて、確立した現代国際法において「合法性」に欠ける行動の実施を示唆しまたは実行しているか、また、国際制度との関与において十分に国際社会の理解が得られるような共通の利益―これを「正当性」とした。―を提供することができていたかを考察した。

その上で、大量破壊兵器の脅威から人類を守るという意味での「人間の安全保障」を実現するために、米国をはじめとする核兵器国はいかなる方途により規範の正当性を追求すべきかを考えた。なお、本稿におけるブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策は、政権発足当時から 2004 年 12 月までを実証研究の範囲とした。

1　第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器戦略文書検討

1.1　就任直後の大量破壊兵器政策

(1) クリントン政権からの移行期

冷戦終結後も、特にクリントン政権第一期までは、米国に対する主たる脅威の源泉はロシアであるとする思考から抜け出すことは困難な状況にあった[1)]。新たな脅威の源泉として宗教対立や民族紛争を理由とする国家の分裂や抗争、テロ支援国家に対する大量破壊兵器（WMD）（以下、特別の理由がないかぎり「WMD」と記す。）の拡散等を想定するようにはなったが、地域紛争や国際テロが米国本土に対する直接の脅威となり得るとまでは考えられていなかった[2)]。ところが、クリントン政権第二期に入ると、もはやロシアを脅威とみなさなくなり、代わって中国が将来米国の競争者となる可能性が指摘され、また、1998 年 8 月の北朝鮮のテポドン 1 号発射を契機に「ならず者国家」のミ

1)「核態勢見直し」（Nuclear Posture Review:（NPR））1994 参照。

2) ミサイル拡散については、1995 年 11 月の「国家情報評価」（National Intelligence Estimate95: NIE95）が、2010 年以前には既存の核保有国のほかに米国を脅かす弾道ミサイルを保有する国は北朝鮮（「テポドン 2 号」を米本土に対する脅威とする。）以外にはないと判断した。

サイル能力やWMD取得に対する危惧の念が著しく高まった。そして、ブッシュ大統領登場までには、多様化した脅威源泉への対処および米国本土へのWMDを搭載したミサイル攻撃に対する防御が安全保障の最重要課題として語られるようになっていた[3)]。

ブッシュ政権のロシアに対する評価はクリントン政権後期と同様であり、就任直後からロシアはもはや脅威ではないとの判断を示した。大統領は、選挙期間中からの主張を繰り返す形で[4)] 2001年5月1日に国防大学において核戦力およびミサイル防衛（Missile Defense: MD）をめぐる政策機軸を示す演説を行い、冷戦期を通じて維持されてきた封じ込めと相互確証破壊（MAD）が今日の世界にはもはや不適切な戦略となったことを強調し、核軍備の一方的削減とMDの本格的推進とを主柱とする安全保障の新しい枠組みを提唱した[5)]。そのため2001年12月には冷戦期、米ソ共存を象徴的に表す文書として重要であった弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM条約）の廃棄を表明し、弾道ミサイル防衛をより積極的に導入する基盤を整備した。

(2) 多国間条約に対する姿勢

WMDを禁止しまたは管理する多国間条約のうち、1990年代以降に採択されたものについて、米国は多くの場合拒否的な態度を示し、1993年に採択された化学兵器禁止条約（CWC）はなんとか批准を果たしたが、96年の包括的核実験禁止条約（CTBT）には署名はしたものの上院で51対48の投票結果に終わり、必要な三分の二以上の賛成票を獲得できず締約国となることはかなわなかった。WMDを離れてもたとえば、1997年の対人地雷禁止条約、1997年の京都議定書、1998年の国際刑事裁判所規程（ICC）等同盟国や友好国の多くが批准する条約に対して、米国は明確に拒否の姿勢を貫いた。もちろんこれは必ずしもクリントン政権の本意とはいえず、議会が共和党の支配下にあったという事情によるところもあるが[6)]、ブッシュ政権の特色としてしばしば挙げられる単独行動主義は、少なくとも国際条約に対する取り組みに関してはクリントン政権後期には目立ち始めており[7)]、特にブッシュ政権だけにみられる顕著な現象とはいえないことを指摘したい。

「9.11」以前のブッシュ政権のWMDに対する基本的戦略は、就任から150日以内に議会に提出することになっていた「国家安全保障戦略」を就任後20ヶ月経過するまで提出しなかったこともありわかりにくい部分もあるが、最初の半年に①選挙期間中より明白であったCTBTへの反対を確認し、②MAD戦略の終了とMD配備への決意を明らかにし、その布石として単独であっても戦略核兵器削減を行うと述べ、③ならず者国家やテロリストにWMDが渡る危険を避けるために不拡散政策に努力する意思を表明した。不拡散政策は国際条約および国際制度に基づくもの（「レジーム・アプロ

3）99年9月のNIE99は、北朝鮮、イラク、イランについて、それぞれ米国に向けた大量破壊兵器を搭載した大陸間弾道ミサイル実験の可能性を指摘した。現在少なくとも25ヶ国がWMDを保有するかしつつあり、80年以降6ヶ所の地域紛争で弾道ミサイルが使用されたという。Martin（2002）p.19.

4）Gottemoeller（2001）p.19.

5）梅本（2002）163-165頁。

6）たとえば、ICCに米国は署名をしており、対人地雷条約に対しても軍部の強い反対がなければ署名はしていたと考えられる。CWC、CTBT批准に向けて多大な努力を払ったこともその一例である。

7）See, e.g., Deller（2003）.

ーチ」）と、1991 年以来継続していた米国主導下で日本と欧州諸国が旧ソ連の核兵器解体等に関与する協調的脅威削減（CTR）プログラム（1991 年の「ナン＝ルーガー法」に基づく。）などの手段（「ノン・レジームアプローチ」）によるものの双方を含む。

「9.11」後のブッシュ政権は、むしろ多国間制度を少なくとも建前上はより重視するようになったと評価できるのではないかとも考える。2003 年 3 月のイラク攻撃に際しても行動直前まで国連安保理の授権を待ち、安保理決議（SC Res.）1441 を履行する能力を国連が既に完全に喪失したという体裁を整えた後、米国は同志国とともに軍事行動に着手した。UNSC Res.1441 は、イラクは湾岸戦争停戦決議 SC Res.687（1991 年）に長らく違反しており武装解除義務を履行する最後の機会であることを指摘するとともに、国際原子力機関（IAEA）等の査察に非協力的な態度をとった場合は「深刻な結果」（serious consequences）を招き得ると規定する。第一期ブッシュ政権は、必ずしも多国間条約や制度を無視または敵視しているわけではなく、米国の国益により合致する方法で多国間制度を利用し、国益に合致しないと判断した場合には制度や条約に改変を迫るかまたは、条約からの離脱を表明する傾向がみられた、といえよう。もっとも、敵視していないとしても、国連安保理の判断を国内政策に優先するものとしてそのまま受け入れるのではないことを軽視とするならば、多国間主義（国際協調）の軽視とは言えるであろうから、「単独主義」という用語をその意味で用いるのであれば、評価は当を得たものといえるであろう。さらに、特定の国際機構が国益に有効に機能しないと判断するとき、①まずは機構が機能するように働きかけ、②それがうまくいかないときには代替物として機構ではなく行動グループを設置する、という特色がみられる。国際制度重視とはもちろんいえないが、単純に単独主義ともいえない。あえていえば国益重視の多国間主義であり、制度重視ではなく行動重視の有志連合主義であり、これを指してハース国務省政策企画部長は「アラカルトの多国間主義」と称する。ブッシュ政権のこのような特色は、後述の拡散に対する安全保障構想（Proliferation Security Initiative: PSI）に典型的に現れているといえそうである。

1.2 「国家安全保障戦略」（NSS 2002）にみる多国間主義

（1）「国家安全保障戦略」における大量破壊兵器管理

ブッシュ政権は、2001 年 9 月 11 日にテロリストによる米国本土への未曾有の攻撃を経験した後、9 月 30 日に公表された「4 年ごとの国防見直し（Quadrennial Defense Review: QDR）」において、クリントン政権時代よりも一層強調された形で米国本土へのミサイル攻撃の危機に対処する必要性を訴え、同年 12 月にはイラン、イラクおよび北朝鮮のミサイル能力を詳細に分析した国家情報評価（NIE 2001）を議会に提出した[8]。続く 2002 年 1 月 8 日には国防省が「核態勢見直し」（NPR2002）を議会に提出したが、これにより同年後半に公表された「国家安全保障戦略」や「大量破壊兵器と戦う国家戦略」の機軸が確定したと言われている[9]。その後 1 月 28 日の年頭教書においては、ついにイラン、イラク、北朝鮮の三国を「悪の枢軸」と呼び対決姿勢を決定的なものとした。

ブッシュ政権は、2002 年 9 月 20 日、政権として最初の「国家安全保障戦略」（National Security

8）NIE2001 は基本的には NIE99 を踏襲するものであるという。

Strategy: NSS）を議会に提出した[10]。同報告書の第5項目「大量破壊兵器をもつ敵による米国、同盟国および友好国に対する脅威の阻止」において、ロシアとの関係は「対決から協調へ」決定的に変化しており、現在の最大の脅威はならず者国家およびテロリストが核兵器を米国およびその同盟国・友好国に対して用いることであり、これまでのような受け身の対応にのみ依存することはできないとして、同盟強化、旧敵国との新たなパートナーシップの確立、軍事技術の革新、ミサイル防衛の開発等を積極的に展開する決意を述べ、WMDに対する次のような包括的戦略を掲げた[11]。第一に、予防的な拡散防止努力（Proactive Counterproliferation Efforts）、第二にならず者国家およびテロリストがWMDに必要な物質、技術、専門知識を獲得することを防止する不拡散努力の強化である。第三に、テロリストによるものであれそれ以外の敵対国家によるものであれWMDの使用の効果に対処する有効な結果管理である（ここで挙げられていた3つの戦略は、約3ヶ月後、「大量破壊兵器と戦う国家戦略」の中で3本柱としてそれぞれの内容が詳述される）。この国家安全保障戦略においては、抑止が失敗した場合にWMD、特に核兵器を用いて報復する可能性、または先制攻撃においてWMDを使用する可能性についての直接かつ明示的記述はないが、既述のように同年1月に国防省が議会に提出した核態勢見直し（NPR2002）以来確立した選択肢として含意されていると考えられる[12]。

(2) 公式ドクトリンとしての先制攻撃

このNSSの特色は、伝統的な先制的自衛権行使の条件に満たない場合であっても、米国が先制攻撃を行う可能性を明記していることである。すなわち、主として陸海空軍が目に見える形で動員され攻撃準備をするような差し迫った脅威（imminent threat）が存在するときには、危険をもたらす勢力（forces）に対しては先制攻撃（preemptive actions）[13]を行うことが数世紀にわたり国際法上許されてきたと主張し、米国は従来、国家安全保障に対するかかる脅威に対しては先制攻撃を行う選択肢を保持してきたと述べる。さらに、脅威が大きい場合には行動を取らないことのリスクは大きいので、敵の攻撃の時間と場所が不明確であっても――つまり差し迫った危険があるとまではいえないときでも――自衛のために先制攻撃（anticipatory actions to defend ourselves）に踏み切る理由となり得る、とする[14]。

先制的自衛権の合法性についての議論は多岐にわたるが、国際法上これを全く否定する説は少数派にとどまるであろうし、伝統的に英米法系の考え方は、大陸法系の自衛権概念よりも一層広範に自衛

9）たとえば、日本原子力産業会議（2003）14頁。NPR2002の3本柱は、核・非核Offensive Strikeシステムの構築、積極的・消極的防衛の整備および脅威に適宜対応する防衛基盤活性化であり、敵が生物兵器・化学兵器を貯蔵する地下施設を攻撃する小型核兵器開発を示唆した上で、米国の臨界前核実験の実施を明言した。また、NPR2002は核兵器を用いて行う先制攻撃可能性の最初の言及であるといわれる。

10）NSSは新大統領就任から150日以内に提出することが国防省改編法上の義務であるが、就任から1年半以上経過した後ようやく発表された。直近の国家安全保障戦略は1999年12月にクリントン政権が議会に提出した「21世紀の国家安全保障戦略」である。

11）The National Security Strategy of theUnited States of America（Sept. 2002）（hereinafter referred to as “NSS 2002”）pp.13-16.

12）NPR2002については注9参照。

13）直訳すれば「先制行動」であるが、原文からの内容を取って意訳した。

14）NSS 2002, p.15.

権を認める傾向にはある[15]。しかし、差し迫った脅威とまでいかない場合であっても「敵対行為を未然に防ぐために、米国は必要ならば先制的に行動する（act preemptively）」と明確に記述する点は、明らかに従来の差し迫った危険に対するやむをえない行動としての先制的自衛権とは異なるカテゴリーの「先制攻撃論」とでも言い得るものであり、国際法上の合法性を証明することはかなり困難であろうと思われる。そのためか、少なくとも 99 年以前の NSS には見られなかった特色である。このような転換は、冷戦期の抑止が MAD 戦略に基づき、核兵器は最後の手段としての使えない兵器であったのに対して、ならず者国家およびテロリストにとっては、WMD は使用するために入手をめざすのであり、伝統的な抑止概念は全く働く余地がないという米国の認識による。

NSS 2002 文書に従来から一歩踏み出した形での先制攻撃を盛り込んだことに対する批判として、たとえばジョセフ・ナイ教授は、国際社会の現実である先制攻撃をわざわざ戦略として公式文書に明記したこと自体を軽率であると指摘した。また、米国がこの戦略文書で留保する先制攻撃の権利は、伝統的な先制的自衛権行使のための条件を超え、むしろ「予防攻撃」（preventive action）という別のカテゴリーの行動であり、これをすでに許容されている先制攻撃と区別することなく選択肢として記していることにより、他国にとってこの 2 つの概念の区別が曖昧になり、結果、国家の武力行使の閾値を低いものとする先例を作りかねないと批判した[16]。翌月、ライス米国家安全保障問題担当大統領補佐官は、ニューヨークで行った演説において先制攻撃が正当化されるのはいかなる国家に対してであれ外交を含む他の手段がすべて尽くされてからであると述べ、米国が先制攻撃を行う可能性は非常に小さいことを示唆した。このため、法学概念上の問題は別として実際の政治行動の観点からは、公式ドクトリンとしての先制攻撃は既に意義を失っていると評価されることがある[17]。

なお、MD については、特に 3 つのカテゴリーの中で論じることなくテロに対抗するための技術革新の 1 つとして位置づけられている[18]。

1.3　大量破壊兵器と戦う国家戦略（NSPD 17）にみる多国間主義

「国土安全保障のための国家戦略」（National Strategy for Homeland Security）（2002 年 7 月 16 日）や前述の NSS 等既にいくつかの重要な文書の発表を経て[19]、2002 年 12 月 10 日に正式に公開版の「国家安全保障大統領令 17（National Security Presidential Directive 17: NSPD17）」（「大量破壊兵器と戦

15）そもそも戦争が違法とされるまでは違法性阻却事由としての自衛権理論を構築する意義が乏しく、古典的な国際法テキストは自己保存権や緊急避難と自衛権概念の法的な差異を厳密にとらえてはいない。したがって、今日ではたとえばデンマーク艦隊引渡し請求事件（1807 年）を自衛権の先例として扱うことは少なくとも大陸法系のテキストではほとんどないが、英米法系のテキストでは今なお自衛権の先例として捉えることが多い。

16）02 年 9 月 25 日の外交評議会における論争“The US National Security Strategy: A Debate”より。http://www.foreignaffairsj.co.jp/intro/0311debate.htm（04 年 2 月 3 日）. 一方、先制攻撃ドクトリンが対テロ戦争の基本となることを予想するものとして Wirtz & Russel（2003）pp.113-123.

17）近藤（2003）22-23 頁。

18）NSS 2002, p.14.

19）2002 年 5 月および 9 月に大統領は、WMD に対する国家安全保障の非公開機密扱い版である「国家安全保障大統領命令（NSPD）17」および「国土安全保障大統領命令 4」に署名していた。NSPD17 は、2002 年 1 月 8 日に国防省により議会に提出された NPR の一部を反映しており、公表よりかなり早い時期に WMD に対する戦略が形成されていたことが分かる。

う国家戦略」（National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction）というタイトルが付される。）が発表された。「大量破壊兵器と戦う国家戦略」は 3 本柱からなる。第一は拡散防止（対抗拡散）（Counterproliferation to Combat WMD Use）、第二は不拡散の強化（Strengthened Nonproliferation to Combat WMD Proliferation）、そして第三は WMD の結果への対処（Consequence Management to Respond to WMD Use）である。以下、クリントン政権、ブッシュ政権の対応に適宜言及しつつ、「大量破壊兵器に対する国家戦略」の 3 本柱の概要と特色を記す。

（1）拡散防止 [20]

拡散防止は、阻止（interdiction）および抑止（deterrence）ならびに防衛・軽減（Defense and Mitigation）からなる。

① 阻止と抑止

「阻止」とは、WMD 製造に資する物質、技術および知識が敵の手に渡らないように軍隊、諜報機関、技術や法執行に関係する機関の能力を高めることである。（後述の PSI がこれに該当する。）抑止については、米国、在外駐留米軍ならびに友好国および同盟国に対して WMD が使用された場合に、米国は「あらゆる選択肢を取り」（resort to all of our options）圧倒的な軍事力で反撃する権利を留保することを明確に宣言し効果的な軍事力の存在の誇示することが、より多様で予測不可能な脅威に直面する現状では有効な戦略であると記述する。「大量破壊兵器」という用語こそ用いず「あらゆる選択肢」と婉曲な表現を用いてはいるが、WMD による攻撃を受けた場合には WMD で効果的に反撃する意思を明確にすることこそが、有効な抑止であると強調したものである。大統領が 5 月（または 9 月）に署名したとされる機密版の NSPD17 においては、「大量破壊兵器が使用された場合、米国は核兵器の使用可能性を含め圧倒的な武力で対抗する権利を有していることを明らかにする」と記述されていた。こちらが政権の意図を正確に表明したといえるであろう [21]。同時に、潜在的な敵が大量破壊兵器の入手を図りまたは使用しようとしないよう説得する政治的な手段の重要性も指摘されている [22]。

② 防衛と軽減

「防衛と軽減」は抑止が失敗した場合の対応策を述べる。WMD 使用の被害は甚大なので、適切な場合には先制手段（preemptive measures）に訴えることも含めた対応をすることが不可欠であるという哲学の下、米国の軍隊および適切な民間機関はかかる任務遂行の能力を保持するために、積極防衛策（robust active defenses）、消極防衛策（passive defenses）および軽減策の準備をする。積極防衛策は、強力な防空体制やミサイル防衛であり [23]、消極防衛の内容は記述されていないが、さまざ

20）「Counterproliferation（拡散防止。対抗拡散というときもある。）」という語は、93 年 12 月にアスピン国防長官が従来の不拡散という予防措置に加え、それが失敗して拡散が起きたときの一連の措置として発表した。Department of Defense, Annual Report to the President and Congress, Jan.1994.

21）「核物質管理センターニュース」vol.33 No.2（2004）19 頁。

22）National Starategy to Combat Weaponsof Mass Destruction（Dec. 2002）（hereinafter referred to as “NSPD 17”）pp.2-3.

23）クリントン政権時代、拡散防止と積極防衛を同義とし、拡散防止の典型例としてイスラエルによるイラクのオシラク（Osirak）原子炉攻撃を挙げていた。

まな形態の WMD に対処すべく構築されなければならないこと、この観点から、従来化学兵器についての対応策に吸収されていた生物兵器に対する防衛方法を、2 種類の大量破壊兵器の本質的な相違に着目しつつ別途開発中であることに特に言及した[24)]。

(2) 不拡散

不拡散は積極的な不拡散外交、多国間レジームの活用、不拡散及び脅威削減プログラム、核物質管理、米国の輸出管理および制裁措置により実現が図られる。

① 積極的な不拡散外交

第一に二国間および多国間協議の場において積極的な不拡散外交に従事し、WMD 提供国にはそれをやめさせ、WMD を獲得しようとする国にはその計画を放棄させる、と述べる[25)]。古くは、アルゼンチンとブラジルがこの類型の不拡散成功例として有名である。2003 年 12 月 19 日にブッシュ大統領は記者会見をし、英米両政府とリビア政府との 9 ヶ月にわたる秘密交渉の末、リビアが WMD 開発の事実を認めた上で即時かつ無条件の廃棄を約束したと発表したが、これは「説得と外交」の顕著な成功例といえるであろう[26)]。また、2004 年 2 月 11 日の国防大学での演説においてブッシュ大統領は、パキスタンの核兵器計画の父であるカーン博士が物資や技術を朝鮮半島やアフリカに売却していた事実が米英の諜報機関の活動によってつきとめられたこと、博士自身も事実を認めたためパキスタン政府は政府顧問であったカーン博士を解任し、一層の調査を行っていると述べた。これも、「説得と外交」による不拡散の一例である。

②多国間レジームの活用

第二に、現行の多国間不拡散体制・軍備管理体制を支持しその有効性を高めるよう努力すると記述する。具体的には核兵器については、(i) 国際原子力機関（IAEA）と核不拡散条約（NPT）の強化、(ii) そのためすべての加盟国が IAEA 追加議定書[27)] を批准すること、(iii) 米国の安全保障利益を増大させる兵器用核分裂性物質禁止（カットオフ）条約の交渉、(iv) 多国間輸出管理である核供給国グループ（NSG）およびザンガー委員会の強化を目指すと記される。化学兵器については、化学兵器禁止機関（OPCW）の効果的な運用、生物兵器については条約の強化につながる現実的な措置構築を目標とし、両者について輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ（AG）の強化を謳った。ミサイルに関しては、ハーグで署名された「弾道ミサイル拡散に対抗する国際的行動規範」（International Code of Conduct: ICOC またはハーグで採択されたことを受けて HCOC)）への普遍的な加入を支援すること等ミサイル技術管理レジーム（MTCR）の強化が目標とされる[28)]。

24）NSS 2002, p.3. また、対テロリストという観点から生物兵器に対する警戒と恐怖は非常に強く、1918 年の流感が第一次大戦による死者を上回る死亡者を出したことを引いて、西洋文明が崩壊するとすれば流感ウイルスが生物兵器として撒布された場合であろう、という見解もある。See, note 16 における . ニュート・ギングリッチの発言。

25）NSPD17, pp.3-4.

26）リビアとの合意事項に関する詳細はたとえば前掲注 21、20-21 頁。

27）1997 年にモデル追加議定書（INFCIRC/540（corrected））が IAEA の特別理事会で採択され、NSPD17 公表当時の締結国は日、中（核兵器保有国の中で唯一加入）、カナダ、豪州、トルコなどの 28 ヶ国であった。

28）NSPD 17, p.4.

③ 旧ソ連支援プログラム

不拡散および脅威削減プログラムでは、旧ソ連の WMD および関連技術の拡散に対する懸念を解決すべく従来ナン＝ルーガー法（1991 年）に基づく支援プログラムを優先課題として実施しており、同盟国や友好国にも G8 グローバルパートナーシップ等を通じてこのプログラムへの支援を求めると記す。この脅威削減プログラムは、ブッシュ政権が前政権の不拡散政策のうち最も忠実に引き継いだ政策であると言い得るであろう [29)]。

④ 核物質管理、米国輸出管理法、制裁

核物質管理の項では、核分裂性物質の削減と残存物質の管理体制向上をめざして、米国は世界各国で分離プルトニウムが蓄積されず、また、高濃縮ウランの使用が必要最小限となるよう努力し続けると宣言した。その後、2004 年 5 月には、米エネルギー省長官が、IAEA 加盟国に協力をよびかけ、米ソ（ロ）が約 40 ヶ国に研究炉用の燃料として提供した高濃縮ウランをロシア供与分は 2010 年末までに米国供与分は 10 年以内に全量回収するという全世界脅威削減イニシアティブ（Global Threat Reduction Initiative: GTRI）を提唱した [30)]。実現は非常に難しいとみられている。

輸出管理については、不拡散という目標と世界市場における米国ビジネスの利益を勘案しつつ実施する旨が規定され、失効中の輸出管理法の制定を目指すことに言及した [31)]。制裁措置については、その重要性を指摘しつつ、効果が限定されてしまう場合があることも併せて指摘し、制裁政策を米国の総合戦略に組みこみことを規定する [32)]。

(3) 結果対処

米国土に対して WMD が使用された場合の対処について記述しており、すでに考察された多くのプログラムを統合して、その効用を最大限にすることが要請されている。先に公表されていた NSS に詳述されるテロ攻撃に対する広域連携や国家安全保障会議の役割についての言及がみられる [33)]。

(4) 3 本柱の統合

3 本柱を統合するために極めて重要な役割を果たす機能として、①情報収集や分析の強化、②WMD の探知、遮断、阻止、被害の軽減などのための科学的研究や装備の開発、③国際協力の強化、④拡散国に対する戦略（拡散国の政治体制、事情、拡散国同士の協力等の諸事情を考慮に入れ、国に応じた戦略をとる。）が特に重視されている [34)]。

29）たとえば、Gottemoeller（2001）p.19.

30）たとえば IAEA Staff Report（27 May 2004）cited in http://www.iaea.org/NewsCenter/News/ 2004/GTRI_Initiative.html（date accessed: 22 Feb.2006）.

31）米国の汎用品輸出管理法（EAA）は、94 年に失効後、新法の制定には至らず国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく大統領命令により EAA とほぼ同等の規制を行っている。最新法案 H.R.55（2003）も廃案となった。

32）NSPD 17, pp.4-5.

33）NSPD 17, p.5.

34）NSPD 17, pp.5-6.

(5) 大量破壊兵器と戦う国家戦略の意義

明確に3本柱の任務を分類することは困難であり、かつどれほどの意義があるのか不明ではあるが、概要、不拡散がほぼ従来の制度を踏襲し強化するものであり、拡散防止が強化された抑止（従来の抑止、先制攻撃、ミサイル防衛）を含み、結果管理が、大量破壊兵器が使用された場合の被害軽減のための有効な対処方法を考慮している。3本柱のうち最も伝統的なのは不拡散であり、従来の米国が主導しまたは関与してきた制度を引き続き活用する旨が記されているが、関与における意図や政策についてクリントン政権とブッシュ政権に完全な連続性が見いだされるわけではない。したがって、本稿では、第2章において「不拡散の強化」における第一期ブッシュ政権の特色を詳述する。

一方、拡散防止は、先制攻撃を抑止概念に含まれるものとして正当化する点およびWMDによる攻撃にはWMDで反撃する可能性を強く示唆する点がクリントン政権までの抑止戦略と異なり、特徴的である。「大量破壊兵器と戦う国家安全保障戦略」がNSSから一歩踏み出した点は、報復において大量破壊兵器を使用する選択肢を含めることをより明確に示唆したことであろう。また、拡散防止の「抑止」概念は、ミサイル防衛も包摂するものであるが、これは結果管理におけるWMDの無力化過程の1つにも分類されるであろう。結果管理において重要なことは、連邦、州、およびその他地方政府の間の実効的な広域連携の実現であり、国土安全保障省の役割を含め、組織の統廃合、国土防衛プログラムの再構築等の課題が記載されるが、これは、国家安全保障戦略と同内容である。

国家安全保障戦略（NSS）および大量破壊兵器と戦う国家戦略（NSPD 17）にはくりかえし、積極的な行動を重視する表現が見られるが[35]、興味深いことに、NSPD 17が公式に発表された日に米軍とスペイン軍により、ミサイルを積んでイエメンに向かっていた北朝鮮船舶が公海上で海賊船として臨検を受けた。このような断固とした行動の選択が2003年5月に大統領が発表した拡散に対する安全保障構想（Proliferation Security Initiative: PSI）に結びついていると考えられる[36]。2ヶ月後の2003年2月14日に発表されたテロと戦う国家戦略（National Strategy for Combating Terrorism）においても、テロリストのWMD入手可能性が高まっておりそれを阻止することが中心的な目標であると強調された[37]。

1.4 大量破壊兵器の脅威に対抗する新しい措置

ブッシュ大統領は、2004年2月11日に国防大学においてWMD拡散を防止するために米国が追求する7つの措置を新しく公表した。具体的には、① PSI参加国等はインターポールほかの機構を用いて拡散実行者を捕らえるため法執行面での協力をする、②各国はWMD拡散を犯罪構成要件とする国内法を制定し、厳格な輸出管理法を制定し機微な物質が国境の枠内にとどまるよう確保する（当時迅速にこの内容の決議を採択するよう国連安保理に採択を提案中であったが、同年4月28日

35) たとえば両戦略報告書の序文において「行動（the path of the action）こそが平和と安全への唯一の道である。」と記されている。

36) ボルトン国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）も03年12月19日のインタビューにおいてこの評価を認めている。Denny（2003）pp.2-3.

37) Availability of Weapons of Mass Destruction（WMD）の項参照。http://japan.usembaqssy.gov/e/p/tp-20030218bl.html（04年2月10日）.

に SC Res1540 として大枠は認められた。)、③ G8 グローバル・パートナーシップの資金、提供者、受領者の拡大、④ NPT に基づく平和利用の名において核兵器取得に向けて行動することを防ぐため、現在までに完全な核濃縮または再処理施設をもたない国に対して NSG 諸国（当時 40 ヶ国）はウラン濃縮・再処理の設備・技術を売却することを禁止し、一方、核濃縮および再処理能力を放棄した国に対して NSG 諸国は原子炉の燃料を入手できるように援助する、⑤ IAEA 追加議定書に署名した国以外は原子力平和利用のための設備を輸入できないものとする、⑥ IAEA の検証機能強化のために原子力平和利用の模範国のみが委員となることができる特別委員会を理事会内に設置する、⑦拡散疑惑をもたれている国が IAEA 理事会メンバーとなることを禁止する（当時イランが理事国であったことに米国は注意を喚起した。）というものである[38]。ブッシュ大統領は、この演説の中で国際機構と協力して活動する意向を表明するが、特に提案④は、NPT 第 4 条に規定する非核兵器国の原子力平和利用の権利と抵触する可能性があり、同盟国も慎重な姿勢を示した[39]。

すでに 2003 年 10 月、IAEA 事務局長は高濃縮ウランおよびプルトニウムの抽出を独占的に行う国際組織創設を「エコノミスト」誌上で提案していたが、2004 年 6 月に開催されたカーネギー平和財団主催の「国際不拡散会議」においても同事務局長は重ねて多国間管理を提唱した。米大統領の 2 月 11 日演説にみられる NSG による移転管理は早くから国際社会による採用が困難であると考えられていたのである。NSG は、核分裂性物質や施設を提供することができる先進国の緩やかな結合体であり、IAEA のような、科学技術や経済の側面においてあらゆる発展段階の構成国を含む国際組織ではない。NSG による国際移転の強化は、それ自体別の法的拘束力ある約束で禁止されている内容の合意ではない限り、合法性は担保される。NPT は、第 1 条で核兵器国が非核兵器国が核兵器をもつことについて援助を与えない義務を、第 2 条で非核兵器国が核兵器を保有しない義務を課し、第 3 条において、第 2 条を証明するために非核兵器国のみが IAEA から核兵器を開発・製造していないという証明をとり続ける義務があるとする。IAEA による検査を「保障措置」といい、非核兵器国は別途 IAEA と二者間の保障措置協定を結びその条件に従って、継続して保障措置を受ける仕組みになっている。非核兵器国はそのような不平等を核の拡散を防止し世界の安全保障を増進するためにあえて甘受するが、その代わり核の平和利用は妨げられることはないという保証が明確に与えられる（第 4 条)。

1990 年代に入り、NPT に加入しながら核兵器を開発していたことが露見したイラクや限りなく疑惑に満ちた北朝鮮の例などが勃発するに及んで、IAEA は 1997 年、保障措置協定を著しく強化した追加議定書のモデル版を策定し、特に非核兵器国に一層の義務を課すこととなった。(従来の保障措置協定と異なり、核兵器国も自国の民生原子力施設を査察のために開放する義務があるが、核兵器の保有が認められている以上、査察を受ける負担を共に負うというジェスチャーでしかあり得ない。)しかし、そのような強化された義務は、厳密には NPT 第 3 条が意図している以上のものであり、それを履行しない限り原子力の平和利用の前提となる核分裂性物質を提供しないと供給国グループが合

38）http://www.whitehouse.gov/news/release/2004/02/print/20040211-4htm（04 年 2 月 13 日）.

39）04 年 2 月 18 日に開催された第 7 回日米軍縮・不拡散・検証委員会においても日本は問題意識は共有するが NPT 第 4 条に関わる問題であり広く議論する必要がある旨述べた。

意することは、NPT 条約の違反でないかという合法性の問題が生じると同時に正当性の点から大きな疑問符がつく。NPT の第 4 条の隠れた改正となるような強化された義務を非核兵器国に課すことの合法性については、NPT 条約が他の国際合意を結ぶことについて明示の制約を課していないことに鑑みて、肯定することは可能であろう。しかし、実定国際法を超えて、その正当性の基盤をどこに求めるかということになると、「持てる国」の集合である NSG の合意に基づく核分裂性物質の管理ではなく、あらゆる立場・発展段階の国から構成される国際組織によるものがより選好性は高いといえるのである。もちろん代表性の問題だけではなく、その規制の内容と手続きにも正当性が保持されることが望ましく、その実質と手続きについて合意を形成することが困難であるからこそ、2006 年 2 月現在、高濃縮ウランやプルトニウムの安全な供給体制についての最終的合意について明確な姿が浮かび上がってこないのである。

以上、ブッシュ政権が公表した国家安全保障戦略および大量破壊大量破壊兵器と戦う国家戦略に現れた多国間制度との関与を検討した結果、米国は、唯一の超大国としての地位を利用して国際社会のあるべき姿を追求し共通利益を実現するための道具として多国間制度を利用するのではなく、自国の地位を将来にわたって維持し、いかなる者からも米国の安全と繁栄を守るという国益実現のコストを下げるために多国間制度を活用することを決意したと推測できる。覇権国としては現状固定が望ましいので、NPT をはじめとする不拡散体制の堅持は国益に合致し、そのための既存の制度は活用する。しかし、同時に単独で行動可能な結果管理や拡散防止行動の一部は、国際協調による活動以上に重視し、たとえば伝統的な先制自衛権の概念を超えて先制行動の可能性までも合法なものであると主張した。自国に有利である限りの多国間主義の採用、つまみぐい多国間主義の宣言とも取れる戦略であるが、では、実態はどういうものであったか。次章において、米国の大量破壊兵器不拡散のための実際の行動を検証する。

2　第一期ブッシュ政権の多国間制度に対する関与の実態

2.1　多国間条約および制度

(1) 核兵器軍備管理条約・制度

① 核不拡散条約（NPT）

1995 年、NPT 再検討・延長会議において、NPT の無期限延長が決定された[40]。核不拡散体制の中心に位置する NPT の適用については、もともと不平等条約であるため核兵器国の核兵器削減義務（第 6 条）の誠実な遵守をめぐり一定の摩擦があったが、現在、次の点が主たる問題と考えられる。非核兵器国である締約国に対しては NPT を遵守する代償として核の平和利用には協力すべきところ、ブッシュ政権が 04 年 2 月 11 日に公表した提案は既述のように、非核兵器国の利用を制限するおそれが大きい。また、02 年 12 月の大量破壊兵器戦略文書は、テロリスト団体に対する攻撃を視野に入

40）コンセンサスによる採択を可能にした 2 つの附帯決定のうち後者は CTBT 採択・発効までの核実験禁止、核分裂性物資生産禁止条約（カットオフ条約）交渉開始、核兵器削減などを含むが、必ずしも実現しなかった。たとえば浅田（2000）83-91 頁。

れているため、非核兵器国に対する核兵器攻撃を慎む「消極的安全保障」を完全には履行できそうにない問題がある。

② IAEA 追加議定書

イラクの核開発露見と北朝鮮の核疑惑を教訓とした「93+2」プログラムを経て 97 年にモデル追加議定書（INFCIRV/540（corrected））が特別理事会において採択された。これまで非核兵器国は 1971 年のモデル保障措置協定（INFCIRC/153）に基づく保障措置協定を IAEA との間に結び、保障措置は申告施設における核物質の計量管理を中心とし、補足的に申告施設のみに査察（通常査察）を行うこととしていたが、査察をめぐる北朝鮮との交渉過程で INFCIRC/153 型の査察の限界は明らかであったので、追加議定書では、直前の通告により未申告施設や活動について IAEA が抜き打ち査察を行うことができることになった。これは侵入的な性格の強度が著しく高いものであるため、核兵器国も自国の原子力平和利用施設については査察を受けるべく追加議定書の締約国となることが求められている点（同追加議定書前文）が従来の INFCIRC/153 型保障措置協定と異なる点である[41]。2004 年 2 月においては、日本を含む 28 ヶ国が追加議定書の締約国となったが、核兵器国のうちで追加議定書の締約国となっているのは中国（2002 年 3 月 28 日）のみであった。米国を含む他の核兵器国が署名のみにとどまったのは、査察による原子力産業の企業秘密漏洩や施設運用における不便を嫌ってのことである。そのため、04 年 2 月 11 日のブッシュ提案においても⑤は、IAEA 追加議定書に署名した国以外は原子力平和利用のための設備を輸入できないようにすること、と言及され実際の発効までは求めていないのではないかと思われる。とはいえ、国防大学における同日の演説において大統領は上院に追加議定書を送付し速やかな批准を求めていることを明らかにした[42]。その後、2004 年 4 月 30 日に英仏については発効するが、2006 年 2 月 17 日現在、ロシア、米国についてはいまだ発効していない[43]。

一方、核兵器開発疑惑をもたれる非核兵器国に対する追加議定書批准圧力は強く、03 年 11 月の IAEA 理事会決議の要求に応じて、イランは 12 月、追加議定書に署名をした。速やかな批准が要求されたが、濃縮ウランの処理は停止したものの遠心分離器の作動は継続しており、査察受け入れの実現については常に疑念が呈されていた。イランの動向に早期に対処する目的もありブッシュ大統領は 7 つの措置提案を行ったと思われ、イランは追加議定書の締約国となり完全な査察を受けない限り平和利用のための援助も与えられないという姿勢を強調した。効果的な保障措置を確保するために疑惑国が理事会メンバーとなることを認めない案、IAEA に保障措置・検証のための専門委員会を設置し、IAEA がより強化された保障措置活動を実施できるようにする案について、IAEA としても機構の権限強化は歓迎すべきとしてあえて非核兵器国の原子力平和利用の権利が変容しつつあることの正当性をいかに担保するか、国際社会を構成する大多数の国を説得する公正の内容と実現の手続きを模索す

41）INFCIRC/153 型保障措置協定時代、核兵器国 5 ヶ国は、順次、Voluntary Offer 協定という形で IAEA から自国の平和利用施設についての保障措置を受ける手はずを整えた。

42）See, note 38.

43）See, http://www.iaea.org/OurWork/SV/Safeguards/sg_protocol.htm（date accessed: 17 Feb.2006）.

る努力を怠った面があるのではないか。原子力の平和利用を確保しつつ核兵器の不拡散を実現するための手段実施において、国家の主権平等を維持しつつその正当性を確保することは困難である。

③ CTBT

1991 年 10 月 5 日 ソ連（当時）のゴルバチョフ大統領が 1 年間の核実験停止を声明し、米国にも実験を控えるようよびかけたのを契機に軍縮会議（CD）は CTBT 最終交渉の準備を始めた。1992 年、フランスも実験を一方的宣言により一時停止した。米国議会は、9 ヶ月の実験停止、実験禁止交渉、他国が実験を行わない限り 96 年 9 月以降米国は核実験を全面的に禁止することを謳う法（ハートフィールド･エクソン修正法）を通過させ､ブッシュ大統領（父）もこれに署名した。クリントン政権は、1996 年末までに CTBT が採択されるよう努力する旨を誓約し､1996 年 9 月の CTBT 採択に際しては、米国はロシアや中国とともに最初の署名国となった。しかし、上院での批准手続きでは、模擬実験では核実験が完全に代用されることは証明されないこと、および条約の検証条項が不十分であること、イラン、イラクをはじめ一連の危険な国家が条約に加盟しないこと等が理由とされ、批准は 51 対 48 で否決された[44)]。CTBT 発効のために批准することが必要な 44 ヶ国のうちすべての国連常任理事国とイスラエルは署名をしたが、インド、パキスタンは未署名である[45)]。

ブッシュ政権は CTBT は検証不可能であること、国家安全保障のために新型核兵器の実験が必要であることおよび不拡散目的を果たさず米国の国益とはならないことを理由に CTBT に反対しており、現政権下での批准可能性はない、と断言できそうである。CTBT の規定により、条約発効以前にもモニタリングシステム（IMS）は機能する仕組みになっており条約の検証は可能であるが、皮肉なことにこれがかえって CTBT の発効の努力を軽減させる両刃の剣となっているといえるかもしれない。

1998 年以降インド、パキスタンが事実上の核保有国となり、「9.11」後の対テロ協力の見返りとして両国に対する制裁が中途半端に終わった。2003 年 12 月の米印対話では同年米国とインドが陸海空での反テロ共同演習を行い安全保障協調が向上したことや二国間の宇宙協力が緊密化したことに満足の意を表し、駐インド米大使はインドにつきもはや WMD 拡散の危険性を持つ国とはみなさない、と述べた[46)]。そして、インドの核保有についての懸念は言及されなかった。インドは準核保有国としてのユニークな地位を僥倖もあり確保したと言い得るであろう。一方、2003 年 12 月 19 日にリビアが WMD 廃棄し国際査察を受け入れると声明を出し、翌年 1 月 6 日に CTBT に批准した。

④ ザンガー委員会と核供給国グループ（NSG）

2002 年 12 月の「大量破壊兵器と戦う国家戦略」の不拡散の項でザンガー委員会および NSG の強化を謳っているが、具体的な強化策は 2004 年 2 月 11 日の国防大学における大統領演説を待たなけ

44）上院で批准されるためには、上院外交委員会委員長が投票の前に公聴会と討論を実施しなければならないが、委員会は何年も条約を棚上げしておくことができ、大統領と世論が支持する条約が可決されないよう仕向けることもある程度可能である。

45）したがって、イスラエルや米国は条約の当事国とならない意思を表明するまでは条約の趣旨目的を害さないよう行動する義務があるが、インド、パキスタンにはかかる義務はかからない（ウィーン条約法条約第 18 条）。

46）Kujawa（2004）.

ればならなかった。ブッシュ大統領は、非核兵器国でいまだに完全な核燃料生産ができない国には原子力発電所用の核燃料生産禁止を提案した。このカテゴリーにあるNPT加盟国は、―イランも含めて―追加議定書に基づく査察を受けた後、さらに合理的な理由説明があるときに限り、核燃料を購入することができる。NSG供給国ではなく、IAEAが非核兵器国に必要な核燃料を与える案をIAEA事務局長は提案したが、米国は核兵器開発探知に十分な力を発揮して来なかったIAEAにそのような権限を与えると、核兵器取得をめざす国にみすみす兵器関係資材を与えているのと同じことであるという理由により反対した。

(2) 生物兵器禁止条約 (BWC) [47]

1962年、ソ連と米国はすべての化学兵器と生物兵器の廃絶を国連に提案した。その後ニクソン大統領は生物兵器および毒素兵器を一方的に放棄し、化学兵器での先制攻撃を行わない方針を発表した。72年に生物兵器禁止条約(BWC)が採択され、軍事目的での生物剤(細菌やウイルス等)や毒物の開発、生産、貯蔵、獲得および保有を禁止した。同条約には検証条項がないため、91年以降専門家グループを設置して検証議定書を作成する運びとなり第5回検討会議（2001年11月）開催前の同年3月にようやく検証議定書統合草案が採択されたが、同草案に対して同年7月25日、米国は反対を表明し、かつ議定書交渉の全面的見直しを求めた。当時表明された理由は特に以下の2点であった。第一に、今後生物兵器使用の可能性はほとんどテロによる場合に限られると判断するため締約国が申告した設備や生物剤についての定期的訪問や査察が中心となる検証議定書は費用対効果の観点から著しく価値が劣るということ、第二に米国のバイオ産業が多大なコストをかけて開発した製品の秘密が査察によって危うくされることは耐え難いということである。「9.11」および5人の死者を出した炭疽菌テロの後に開催された2001年11月の再検討会議で、米国のボルトン国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）は検証議定書統合草案の代案として（i）各国が国内法で生物兵器禁止条約の違反を犯罪として処罰できるような法的措置をとること、(ii）国内で処罰しない場合に円滑に犯罪人引渡しが可能なように二国間犯罪人引渡条約を締結しておくこと、③締約国が世界保健機関（WHO）ガイドラインと同等以上の厳格な病原性微生物管理体制を実行すること、④疑わしい発症についてはそれがバイオテロによるものであるかを調査する検査体制を国連の枠組で作り上げること等を骨子とする強化案を提出した[48]。2002年11月に再開された第5回運用検討会議で翌年以降の「3ヶ年作業計画」が合意され、上記米国案をほぼ踏襲する強化案を検討することとなった。

(3) 化学兵器禁止条約（CWC）

1985年11月、米国議会は国内に貯蔵されている化学兵器の廃棄を命じ、湾岸戦争後の1991年5月、ブッシュ大統領（父）は、CWCが成立した場合には報復も含めいかなる理由によっても化学兵器は

47）BWCの締約国は151ヶ国（イラン、イラク、北朝鮮、リビアを含む。）である。

48）①②はバイオテロ防止をその内容に含む1997年の爆弾テロ条約に規定される義務と重なりBWC第4条の国内実施措置具体化でもある。また、③④はBWC第5条の協議・協力義務の具体化と取れる。

使用しないと宣言した。CWC は 93 年 1 月に採択され、97 年 4 月クリントン政権時に米国は批准にこぎ着けた。CWC は化学兵器の廃棄を検証するために疑惑をもたれる施設への無制限の立入り査察を認める検証措置をもつ（第 8 条および「検証附属書」）。しかし、批准と同時に米国は①現場査察の拒否、②化学物質のサンプルを米国領土外に持ち出して独立した第三者に分析させることの禁止、③申告・定例査察義務を課す米国施設をわずかな数に限定するという内容の法案を通過させ、条約実現コストの分担金支払いやロシアの化学兵器大量貯蔵の廃案に必要な資金援助を怠るなど、クリントン政権時代から国際機構のルール適用における特別待遇要求の動きはあった。2002 年、財政上の監督不行届を理由に CWC の査察実施機関のブスタニ事務局長を解任するよう主張し成功したが、解任の真の動機は、同事務局長がイラクを CWC に加入させ、OPCW の査察を受け入れるよう説得しようと試み、イラクに対する武力行使の大義名分を失わせるように行動したからではないか、あるいは、米国での抜き打ち査察を計画していたからではないかという疑いをもたれた。

2003 年 12 月 19 日にリビアは WMD 廃棄の声明を発し、翌年 1 月 6 日に CWC の加入書を寄託したため 30 日後の 2 月 5 日に CWC はリビアについて発効した（CWC 第 21 条 2 項）。

(4) オーストラリア・グループ（AG）

イラン・イラク戦争により化学兵器が使用されたことに危機感を抱いて 1985 年に設立され、1992 年以降は化学兵器に転用し得る化学剤やその施設・設備に加え、生物兵器に転用可能な実験施設、微生物培養施設、毒素および微生物へと輸出管理の対象が拡大した。2002 年 6 月のパリ会合においては輸出許可に関する公式ガイドラインを初めて採択し、原則としてすべての貨物・技術を規制の対象とするキャッチオール制の採用に踏み切った。バイオテロ抑止のため、輸出許可を要する発酵製造槽の閾値を 100 リットルから 20 リットルに下げ、また新たに 8 種類の毒を管理リストに追加した。また、国内において外国人に安易に技術を移転することを「みなし輸出」として許可の対象とし、外国人留学生の査証発給の厳格化も合意された。このような輸出管理強化については、AG はバイオ産業の発展を阻害する制度という途上国が従来もっていた反発を一層強める結果ともなっている。

2.2 米ロ二国間条約―「新戦略枠組み」

冷戦時代の「封じ込め」や「相互確証破壊」戦略がソ連解体後はもはや時代遅れなものであることはつとに指摘されていたが、「9.11」後その流れは決定的なものとなり、2001 年 12 月には米国は 1972 年の ABM 条約廃棄を通告した。9.11 後にロシアが取った措置によりブッシュ大統領およびプーチン大統領間の個人的な信頼関係が深まったこともあり確立した協力的な米ロ関係によって、軍備管理問題への新たなアプローチが可能になったことを受けて 2002 年 5 月には米国の主導で「新戦略枠組み」が合意された。新戦略枠組みは、12 年までに配備される核弾頭を 1700 発から 2200 発までに削減する（約三分の一に削減）ことを約束する戦略攻撃戦力削減条約（モスクワ条約）[49]、ミサイル防衛システムの確立、WMD の拡散防止と不拡散対策の強化、テロとの戦いにおけるロシアとの協

力等を含むものである。ABM 条約は 02 年 6 月に終了し、モスクワ条約は 03 年 6 月に発効した。なお、モスクワ条約では、配備される核弾頭の数の削減を規定しているが解体までは義務づけてはいないうえ検証条項がないので、2012 年末に両国が延長の意思を示さない場合、目標未達成のまま条約は終了する。冷戦期に採択された SALT I, II は当然のこととして、冷戦末期の INF 条約、冷戦後の START I, II と比較しても規定の緩い軍備管理条約であり、米国の主要な敵がもはやロシアではないことを明確に示す条約といえるかもしれない。しかし、ロシアは米国の MD を突破する新たな戦略攻撃能力を開発中であり、米国も「バンカー・バスター」と通称される小型核兵器を研究するなど対抗関係は継続してはいる。

2.3　G8 グローバル・パートナーシップ

米国主導の重要な non-regime 不拡散政策である。米国とその同盟国は、1991 年以来既述の協調的脅威削減プログラム（CTRP）に従って旧ソ連諸国の兵器・危険物質の解体・廃棄・安全確保を実施してきたが、クリントン政権時は START 条約の実施、兵器用プルトニウムの民生転換、核開発都市（ウラル山脈 Snezhninsk など）閉鎖などが中心であった[50]。「9.11」後は、一層この枠組の重要性が認識され、2002 年カナダのカナナスキスで開催された主要 8 ヶ国サミットで G8 グローバル・パートナーシップが発足した。これは、ロシアの神経ガス廃棄施設の建設、退役原子力潜水艦からの核燃料および固形廃棄物の処理、核分裂性物質の貯蔵所の物理的強化等を含み、10 年間で最大 200 億ドルの資金を提供する（米国が 100 億ドル負担）計画である。2003 年の G8 サミットはフランスのエビアンで開催され、テロリストが放射線発散装置または「汚い爆弾」（Dirty Bombs）を作り出すために利用し得る放射線源にアクセスできないようにするための方法について合意し IAEA への資金援助増額とともに IAEA 規準に従う国内履行に関する誓約を行った（Radioactive Source Security）[51]。グローバル・パートナーシップには 03 年には G8 の他に北欧を中心に 5 ヶ国が参加し、さらに 10 ヶ国程度の参加を見込んでいる。

2.4　拡散防止のための多国間レジーム検証

（1）PSI 活動の沿革

2003 年 5 月 31 日、ブッシュ大統領は訪問先のポーランドで、現行国際法および国内法に従い単独でまたは他国と協調して陸海空で WMD 兵器・関連物資・ミサイル（「WMD 等」）の輸送を阻止する有志国連合である拡散に対抗する安全保障構想（PSI）を提唱した。日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、オーストラリアが呼びかけに応

49）1993 年に戦略核兵器を 3,000-3,500 発に削減すると規定する START II が署名され 96 年に米国は批准したが、ロシアはついに批准しないままであった。また 97 年に予備的合意がなされた START III（2007 年末までに 2,000-2,500 発に削減）も含め、START プロセスは実行時期を 5 年遅らせたモスクワ条約により代替されることになったといえる。

50）クリントン政権時代の具体的な削減達成数字についてはルーガー上院議員の 03 年 11 月 20 日の演説などにみられる。http://uninfo.state.gov/topical/pol/arms/03111902.htm（03 年 12 月 9 日）.

51）http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030627d1.html（03 年 2 月 13 日）など参照。

えて6月にスペイン、7月にオーストラリア、9月にフランス、10月にイギリス、12月に米国と最初の1年に5回の公式会合を開き、第3回会合においてPSIの目的と行動原則を述べた「阻止原則宣言」を採択した。PSIは、①対抗拡散の一環であること、②既存の不拡散枠組に取って代わるものではなくあくまで従来の条約システムを補完するものであること、および③機構ではなく行動であること（“PSI is an activity, not an organization”）が国際社会にPSIの参加を呼びかけるボルトン国務次官（軍備管理・国際安全保障担当）、ラムズフェルド国防長官、およびフォルフウィッツ国防次官らにより繰り返し強調されている[52]。これまで陸海空で合同阻止訓練を実施し、実際の運用でも現在までにWMD等の輸送阻止に相当成功しているというが、具体的な成功例の情報は公表されていない[53]。2003年12月の第5回会合には原参加国に加え、カナダ、デンマーク、ノルウェイ、シンガポールが参加し後にコアメンバーとなった。また2004年2月当時さらに約50ヶ国がPSIを支持しまたは参加を考慮していたという[54]。

(2) 法的戦略

2003年9月4日に11ヶ国で合意した「阻止原則宣言」は4項目からなる。参加国は自国の管轄権が及ぶ内水、領海、接続水域において自国の法令の許す限りあらゆる船舶への乗船、立入検査および確認された関連物資の押収を参加国と協力して行い、自国船舶についてはあらゆる区域で他国と協力して臨検をはじめとする物理的行動を行う。自国管轄区域上空を飛行する航空機については検査のための着陸を求め疑惑が確認された場合は貨物の押収を行い、また、WMD等輸送の合理的な疑惑がある航空機の領空通航を拒否する。この2点が基本原則で現行国際法の枠内で処理できるが、問題は公海における第三国船舶に対する臨検にどう対処するかであった。積極的にこれを実施したい米国と現行国際法の限界に対して慎重な他国との間で調整が行われ「これらの目的を達成するため、必要に応じて関連する国内法を見直すと共にその強化に努力する。また、これらの義務（commitment）を支持するため、必要な場合には、適切な方法によって関連する国際法および国際的枠組を強化するために努力する。」（第3項）という妥協が達成された[55]。リベリア等便宜置籍船を多く抱える国と別個に協定を結び公海上での臨検等の権利を確保する方法もあるが[56]、WMD等の輸送等による拡散行為を国際犯罪とし、国連加盟国にも同行為を国内法上処罰し得るよう法整備を行うよう要請する安保理決議が採択される場合には、公海上の第三国の船舶に対しても「海賊」並の扱いをすることも

52）たとえばDenny（2003）pp.2-3; Wolfwitz（2003）.

53）ボルトン次官はイラン、北朝鮮、シリア、リビア、キューバを「ならず者国家」として名指しで批判していたが、PSIの対象として特に言及するのは北朝鮮とイランである。たとえば『朝日新聞』（03年12月3日）夕刊2面。

54）米国は2004年に自国で開催されるG8サミットにおいてロシアがPSI参加を表明することを期待していた。“Bolton’s visit to Moscow Focused on Bilateral Security Issues”, http://japan.usembassy.gov/e/p/tp-20040204-21.html（04年2月13日）。ロシアは2004年のG8サミット以前にPSIのコアメンバーとなり、これによりG8メンバーのすべてがコアメンバーとなった。

55）http://japan.usembassy.gov/e/p/tp-20030908a7.html（04年2月13日）.

56）04年2月3日東京アメリカンセンター講演会『WMD拡散防止策の強化：米国の主導と国際協力』におけるCathleen C. Bailey全米公共政策研究所上級研究員発言。

可能になり得るであろう。2003 年 9 月 23 日に米大統領が国連総会で行った演説[57]、および 04 年 2 月 11 日の新たな不拡散措置についての国防大学での発言はこの方向を狙っていたと考えられる。しかし、実効性をもたせるためには、他の安保理常任理事国の協力が必須であり、ロシアの PSI 参加とともに、中国の協力を必要とする。この点につき、中国は PSI に参加はしないが、2003 年夏に米中央情報局（CIA）からの情報をもとに使用済み核燃料棒から兵器級プルトニウムを抽出する際に溶媒として用いるリン酸トリブチル（TBP）を積んだ平壌行きのコンテナを阻止するという形で WMD 不拡散に協力した。これをボルトン米国務次官は PSI は「組織ではなく行動」であり中国は正式参加はしなくとも参加国と同じ目的を共有していると評価し、今後も情報交換による連携強化を目指す旨発言した[58]。

(3) その他の輸送管理セキュリティー枠組

以下、さまざまな米国主導の輸送についての安全保障構想が出された中で、紙幅の都合でごく簡単に主要な 2 つの枠組について述べる。

① コンテナ・セキュリティ・イニシャティブ（CSI）

WMD 等の貨物の密輸を防ぎ海上物流の安全保障向上のために旧関税庁が開始し現在国土安全保障省税関・国境保護局（CBP）が所掌する行動で対米輸出の多い 20 港と協定を結び現地港出航前にコンテナの事前検査を行うことを目指し、検査に適したコンテナ製造や探知技術開発の援助を米国が行いかつ相互主義に基づき米国の査察官が現地に常駐する。

2003 年 11 月 18 日の EU・米関税協力協定により EU が参加したほか、中国も 03 年 7 月に 3 つの港につき協定を締結した。その後、2005 年までには、21 ヶ国と 35 港につき協定を締結したが、12 港がアジア、20 港が欧州、2 港がラテンアメリカおよび 1 港がアフリカに所在する。最も実際の運用の程度は港により大きく異なり、相互に査察官を派遣するカナダや日本のような場合はむしろ珍しく、協定は結ばれても実際に運用が進んでいないものもある。

② 積み替え国輸出管理イニシアティブ（TECI）

2002 年 8 月に商務省産業安全保障局（BIS）が開始したイニシアティブで、世界貿易の大部分を担うハブ港の多くが拡散懸念国のちかくに位置する事実に鑑みてハブ港の間に協定を結び当該国の輸出管理監督庁と協力し法執行を図ることを目的とする。パナマ、シンガポール、マレーシア、タイ、アラブ首長国連邦、マルタ、キプロス等と協定を結んでいる。

結論―正当性の探求

以上、第一期ブッシュ政権の国際的な大量破壊兵器管理政策における姿勢を概観した。その結果、クリントン政権時と比べて特に単独主義が顕著なわけではなく、むしろ多国間制度を多用している側

57）http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030924a1.html（04 年 2 月 3 日）.

58）http://www.asahi.com/international/update/0221/001.html（03 年 2 月 21 日）.

面が強いこと、また、多国間制度の国益に合致した方向への強引な活用においてもほぼすべての場合に合法性は推定できるといわざるを得ないことが確認された。

ほとんど唯一の例外は、NSS2002 で主張される「先制攻撃」（preemptive action）の示唆である。先制自衛権の行使の条件については不明瞭な点が多く、米国やイスラエルの主張する自衛権の国際法上の合法性については、クリントン政権を含む従来の政権においてもスーダンやサウジアラビアへの自衛権としてのミサイル攻撃など時折問題となった部分である。しかし、NSS2002 では、厳格な「差し迫った危険」に対する対処を超えて予防的（preventive）な措置までも自衛権の射程に入れると解釈できる余地が新たな合法性についての疑問点を招来する点である。

多国間制度の利用において、国益に合致した方向での変更を要請した例として、特に核兵器と生物兵器管理の例を挙げることができよう。NPT 体制の堅持は核兵器管理政策の中心であり、そのために高濃縮ウランやプルトニウムの国際移転条件に関して NSG の強化を図った。しかし、それは NPT 条約の隠れた改正につながるような強化された義務を非核兵器国に課す結果となる点に、米大統領案（たとえば 2004 年 2 月 11 日の国防大学での演説）に国際社会はおろか NSG 構成国の賛同も得られなかった原因がある [59]。NPT 自体はその加盟国が別のより重い義務を課す国際約束を加盟国同士で結ぶことを明示的には禁止していないうえ、その多くが非核兵器国である NSG 構成国が自ら重い義務を引き受ける場合には、仮に違法な合意であったとしても「被害者の同意」としての違法性阻却事由になる可能性が高い。合法性は *prima facie* 担保されているといえるであろうが、しかし、より直感的に公正に欠けるという憤りを NSG の外にいる大多数の非核兵器国に与えることも事実なのである。また、生物兵器禁止条約の検証議定書の欠陥については、米国の指摘が当てはまる部分も多いのではあるが、自国のバイオ産業の保護という視点が前面に出過ぎた点とともに、多国間で長年に亘って醸成しつつあった合意を一気に覆す方式が反感を招いた。しかし、米国の反対により憲章議定書の可能性は皆無となり、かつ、米国の主張は、第 6 回再検討会議（2006 年）の準備会合での検討や安保理決議 1540 などにより実現される方向にある。安保理決議 1540 は、条約と同等の法的拘束力を有するものであり、ごく短期間に米大統領の国連総会演説（2003 年 9 月）および国防大学での演説（2004 年 2 月）を実現し、および PSI を支える現行国際法を著しく強化したといえる。核兵器管理では成功しなかったことがなぜ生物兵器管理やより広くテロリストに大量破壊兵器製造物資・設備を入手させないための有志国行動 PSI のためには成功したのか。

1 つには、生物兵器禁止憲章議定書の欠陥については、国際社会を納得させる根拠があったということ、原子力利用の場合と異なりバイオ産業のための原料物質がそれにより入手できなくなるような決定的手段が取られるわけでないこと、実際に直接、緊急に不利益を受ける国が存在しなかったことが挙げられるであろう。国際社会が覇権国の自国中心主義に不満を感じながらも受忍できる限度の規制であったのであるといえる。しかし、より本質的には安保理において全理事国のコンセンサスを醸

59）隠れた改正は 2 点あると考えられる。すなわち、① IAEA 追加議定書の義務は NPT 第 3 条の義務を超えているのではないかという点、②第 4 条の権利を行使することと第 3 条の義務は本来切り離されていたにもかかわらず、ブッシュ提案は第 3 条を前提とする第 4 条の権利に非核兵器国の権利をせばめている点である。

成するために説得と規範の妥協が行われたこと（たとえば公海上での臨検について、あらゆる船舶に、国際法上海賊船に対して与えているのと同様の権限を与えようとした米国案は否定された。）、決議 1540 の履行監視には全安保理理事国があたることなど、公平な運用のための努力が、国連という場で真摯に払われたことが理由であろう。

非国家主体が主たる脅威の源泉ともみなし得るようになった現在、主権平等という擬制をあくまで貫くことが効率よい安全保障政策なのかということに確かに疑問符はつく。しかし、主権平等に代わる万人が納得できる原理を見出すことができない以上、「人間の安全保障」という概念の発明により、国家とともに国際社会が一丸となって、大量破壊兵器に脅かされる人間を守る仕掛けを実効的なものにしていくことにしか、正当性の担保は望めないのではないかと思われる。米国が単独主義の誹りを免れるためには、米国の安全保障を超えて「人間の安全保障」に合致すると国際社会に納得させるだけの多国間制度を提案する必要があるであろう。その方式は時間をかけた国連の権威の下での合意と、直接の不利益国を生み出さない配慮、制度決定後の国際監視であろうと考えられる。

参考文献

（単著）

浅田正彦「ポスト冷戦期の不拡散体制」納家政嗣･梅本哲也編『大量破壊兵器不拡散の国際政治学』（有信堂、2000 年）。

近藤重克・梅本哲也共編『ブッシュ政権の国防政策』（日本国際問題研究所、2002 年）。

日本原子力産業会議編『原子力年鑑 2004 各論』（JAIF、2003 年）。

Nicole Deller, ed., *Rule of Power or Rule of Law? An Assessment of US Policies and Actions Regarding Security-Related Treaties*（Apex Press, 2003）.

Department of Defense, *Annual Report to the President and Congress*（1994）.

Rose Gottemoeller, "The Current US Agenda for Nonproliferation Regime", in 原子力平和利用・核不拡散政策研究会編、「第 2 回階国際シンポジウム『原子力平和利用と核不拡散の調和をどう図るか』」（2001 年）。

（論文）

近藤重克「21 世紀における米国の国防戦略―米国の優越を支える軍事力の構築」『国際問題』第 515 号（2003 年）。

David Anthony Denny, "Bolton Says Proliferation Security Initiative has "Twofold Aim"", DOS Washington File, 19 Dec. 2003.

Anthony Kujawa, "Convergence of Interests Leading to Closer US-India Security Ties", http://www.unembassy.gov/e/p/to-20031216-14.html（date accessed :8 Jan. 2004）

David Martin, "Ballistic Missile Defense", *US Policy Agenda,* vol.7, No.2,（2002）.

James J. Wirtz & James A. Russel, "U.S. Policy on Preventive War and Preemptions", *The Nonproliferation Review,* vol. 10, No. 1,（2003）.

（Anonimous papers and websites frequently visited）

（財）核物質管理センター編「核物質管理センターニュース」（月刊）

"Wolfwitz: World must act against Proliferation Trafficking", DoS, Washington File, 18 Dec. 2003.

http://www.asahi.com/international/update/0221/001.html（date accessed: 21 Feb. 2004）.

"The US National Security Strategy: A Debate" より。http://www.foreignaffairsj.co.jp/intro/0311debate.htm（date accessed: 3 Feb. 2004）.

http://www.iaea.org/（frequently visited website）

http://japan.usembaqssy.gov/e/p/tp-20030218bl.html（date accessed: 10 Feb. 2004）.

http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030627d1.html（date accessed: 13 Feb. 2004）.

"Bolton' s visit to Moscow Focused on Bilateral Security Issues", http://japan.usembassy.gov/e/p/

tp-20040204-21.html（date accessed 13 Feb. 2004）.
http://japan.usembassy.gov/e/p/tp-20030908a7.html（date accessed: 13 Feb.2004）.
http://japan.usembassy.gov/j/p/tpj-j20030924a1.html（date accessed: 3 Feb. 2004）.
http://www.lexis.com（frequently visited legal website）.
http://uninfo.state.gov/topical/pol/arms/03111902.htm（date accessed: 9 Dec. 2003）.
http://www.whitehouse.gov/news/release/2004/02/print/20040211-4htm.（date accessed: 13 Feb.2004）.

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧 *

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003年11月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 ――高齢者の安定居住に関する基礎的研究	2003年11月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003年11月
5	香川敏幸 市川　顕	自然災害と地方政府のガバナンス～1997年オーデル川大洪水の事例～	2003年12月
6	厳　網林 松崎　彩 鴫原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステムサービスの評価――地域環境ガバナンスのためのGISツールの適用――	2003年12月
7	早見　均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県におけるCDM（クリーン・デベロプメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒューマンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003年12月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂――ヒューマンセキュリティと政策対応	2003年12月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営――総合政策学の視点から――	2003年12月
10	駒井正晶	PFI事業の事業者選定における価格と質の評価方法への総合政策学的接近	2003年12月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析――我が国生保標準生命表における補整の考察	2004年1月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野　諭 鄭　雨宗 王　雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティをめぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間のCDMプロジェクトの可能性	2004年1月

* 各ワーキングペーパーは、当COEプログラムのウエブサイトに掲載されており、そこからPDF形式で全文ダウンロード可能である。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい（coe2-sec@sfc.keio.ac.jp）。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウエブサイトに掲載されている。
当プログラムのウエブサイト　<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

14	吉岡完治 小島朋之 中野　諭 早見　均 桜本　光 和気洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践：ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004年2月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG, and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術としてのRFID――日本におけるその展開――	2004年2月
20	林　幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム――基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ――	2004年2月
21	杉原　亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発――経過報告――	2004年2月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護についての考察――ヒューマンセキュリティを実現する制度設計に向けて――	2004年3月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割――B2Bシステムによる関係仲介とヒューマンセキュリティ――	2004年3月
24	山本悠介 中野　諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストとCO_2削減効果：大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的取組みに向けて	2004年3月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyer Christian Lutz Marc Ingo Wolter	Economic Growth of the EU and Asia: A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China’s Financial Industry and Asset Management Companies――Problems and Challenges――	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Rerorm Agenda in Japan――Implication to Developing Countries――	April 2004
33	山本　聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題――地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析――	2004年4月
34	岡部光明 藤井　恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性――実証研究――	2004年4月
35	須子善彦 國領二郎 村井　純	知人関係を用いたプライバシ保護型マッチングシステムの研究	2004年4月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての移動研究試論	2004年4月
37	厳　網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のためのフレームワークの構築――チンハイ・チベット高原を事例として――	2004年4月
38	榊原清則	知的メインテナンス・システムの構築をめざすアメリカの産学官連携プロジェクト	2004年5月
39	白井早由里 唐　成	中国の人民元の切り上げについて――切り上げ効果の検証と政策提言――	2004年5月
40	草野　厚 岡本岳大	対中国ODAに関するメディア報道の分析――新聞報道の比較を中心に――	2004年5月
41	草野　厚 近藤　匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能――イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道の影響――	2004年5月
42	草野　厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性――メディア検証機構に焦点を当てて――	2004年5月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいたNPOと行政のパートナーシップ・モデルの提示	2004年5月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004年5月
45	小倉　都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー企業の取り組み――ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの事例分析について――	2004年7月

46	伴　英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトにに関わる組織システムの調査――総合政策学的視座――	2004年7月
47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価――EU雇用政策分野における取組みを中心に――	2004年7月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China-Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises――In Search of Sustainable Economic Development Polices	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance――Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development――	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」――EU司法・内務政策を巡る考察――	2004年9月
54	Yuichi Ito	Globalisation, Regional Transformation and Governance――The Case of East Asian Countries――	January 2005
55	孫　前進 陳　宏 香川敏幸	东北亚经济空间形成中的流通环境分析［中国語論文］	2005年1月
56	厳　網林 小島朋之 早見　均	运用京都协议书清洁开发机制（CDM）构筑可持续的植树造林机制――日本庆应义塾大学与中国沈阳市林业局合作造林的实践经验［中国語論文］	2005年1月
57	白井早由里	開発援助（ODA）のもたらすマクロ経済問題――総合政策学アプローチに向けて――	2005年1月
58	白井早由里	援助配分・供与についての新しいアプローチ――ヒューマン・セキュリティとミレニアム開発目標の達成に向けて――	2005年1月
59	小暮厚之	多変量保険リスク管理への共単調性アプローチ――ヒューマンセキュリティへの基盤研究――	2005年4月

60	枇々木規雄	動的投資決定のための多期間ポートフォリオ最適化モデル――ヒューマンセキュリティへの基盤研究――	2005年4月
61	松山直樹	変額年金保険のリスク管理（現状と課題）――ヒューマンセキュリティへの基盤研究	2005年4月
62	工藤康祐 小守林克哉	EIA（株価指数連動型年金）に含まれるオプション性について――ヒューマンセキュリティへの基盤研究――	2005年4月
63	田中周二	第三分野保険（医療、就業不能、介護）の経験表の作成について――ヒューマンセキュリティへの基盤研究――	2005年4月
64	田中周二	大論争「現行アクチュアリー実務は間違っているのか」――ヒューマンセキュリティへの基盤研究――	2005年4月
65	厳　網林 宮坂隆文	衛星データによる砂漠化進行の時系列分析と農業政策による影響の考察――中国内蒙古自治区ホルチン砂地を事例として――	2005年4月
66	中林啓修	司法・内務分野におけるEUの対中東欧支援政策――「人間の安全保障」実現にむけた国際協力構築の一形式――	2005年4月
67	青木節子	宇宙の軍事利用を規律する国際法の現状と課題	2005年4月
68	青木節子	適法な宇宙の軍事利用決定基準としての国会決議の有用性	2005年4月
69	岡部光明 光安孝将	金融部門の深化と経済発展――多国データを用いた実証分析――	2005年4月
70	森平爽一郎 神谷信一	日本の家計はバブル崩壊以降危険回避的であったのか？	2005年4月
71	小暮厚之 長谷川知弘	将来生命表の統計モデリング：Lee-Carter 法とその拡張――ヒューマンセキュリティへの基盤研究――	2005年4月
72	山田　悠 小暮厚之	取引システムが価格形成に与える影響の分析――総合政策学の視点による研究――	2005年7月
73	駒井正晶	住宅バウチャー：アメリカの経験に学ぶ	2005年7月
74	安井　綾 平高史也	「ヒューマンセキュリティの基盤」としての言語政策	2005年7月
75	野中　葉 奥田　敦	インドネシアにおけるジルバッブの現代的展開における総合政策学的研究――イスラームと向き合う世俗高学歴層の女性たち	2005年7月
76	岡部光明	総合政策学の確立に向けて（1）：伝統的「政策」から社会プログラムへ	2005年8月

77	岡部光明	総合政策学の確立に向けて（2）：理論的基礎・研究手法・今後の課題	2005年8月
78	國領二郎	ネットワークと総合政策学	2005年8月
79	小島朋之 厳　網林	総合政策学による環境ガバナンスの実践――東アジアにおける環境問題と国際政策協調スキームの構築――	2005年8月
80	白井早由里	開発援助政策のマクロ経済学と制度アプローチの融合――総合政策学によるメソッドの提案――	2005年8月
81	梅垣理郎	ヒューマンセキュリティと総合政策学	2005年11月
82	大江守之 平高史也	問題解決実践と総合政策学――中間支援組織という場の重要性――	2005年11月
83	平高史也	総合政策学としての言語政策	2005年11月
84	岡部光明	日本企業：進化する行動と構造――総合政策学の視点から――	2005年11月
85	白井早由里	中国の人民元改革と変動相場制への転換――経済政策と為替制度の総合政策学アプローチ――	2006年2月
86	椎名佳代 平高史也	異文化間ビジネスコミュニケーションにおける通訳者の役割――日本語・英語の場合――	2006年2月
87	Setsuko Aoki	Nonproliferation, Arms Control and Disarmament: Asian Perspective	February 2006
88	Setsuko Aoki	International Legal Cooperation to Combat Communicable Diseases: Hope for Global Governance?	February 2006
89	Moriyuki Oe	Problems and Implications of Japan's Aging Society for Future Urban Developments	March 2006
90	石井大一朗 澤岡詩野 舟谷文男 大江守之	北九州市若松大庭方式にみる本人本意に基づくサービス提供――包括地域ケアシステムの実現に向けた総合政策学アプローチ――	2006年3月
91	岡部光明	金利と日本経済――金融の量的緩和政策の評価と展望――	2006年3月
92	鄭　雨宗	EU諸国のエネルギー地域特性に基づく京都目標へのコミットメント――ヒューマンセキュリティに向けたEU諸国の取組み――	2006年3月
93	青木節子	第一期ブッシュ政権の大量破壊兵器管理政策にみる「多国間主義」	2006年3月

「総合政策学ワーキングペーパー」投稿要領

2004 年 12 月 22 日改訂

1.（シリーズの目的） 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点 --- ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者 30 名（以下 COE 推進メンバーという。当 COE ウエブページに氏名を掲載）またはその共同研究者等（下記の 4 を参照）による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ（Policy and Governance Research Data and Document Series）」を 2004 年 6 月に新たに創設しました。当 COE の研究領域や研究内容等はウエブページ（本稿末尾）をご参照ください。

２.（集録論文の性格） シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当 COE 主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文（リプリント）など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか（または両方）が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

３.（投稿の方法） 投稿は、論文の文書ファイル（図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの）を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則として MS-Word または LaTeX で書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの（camera-ready manuscript）をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

４.（投稿資格） 当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の研究協力者（共同研究者あるいは当 COE リサーチアシスタント等）は必ず当 COE 推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となる COE 推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は、その著者としてＳＦＣ修士課程学生やＳＦＣ学部学生を含む共著論文であってもかまいません（ただし学部学生は第一著者にはなれません）。著者としてＳＦＣ大学院以外の大学院生を含む場合には、修士課程学生は第一著者になれず、また博士課程学生も原則として第一著者になれません。研究協力者がＳＦＣの内部者、外部者のいずれの場合でも、投稿論文の著者（複数著者の場合はそのうち少なくとも１名）は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者（当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる）であることを条件とします。

５.（論文査読の有無） シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とは言いがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、１）当該論文の採録を見送る、２）掲載するうえで必要な改訂（体裁その他の点）を著者にお願いする、３）当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常 10 日以内に必要な改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ（例えば Photoshop EPS など）の提出をお願いする場合があります。

６.（投稿料・原稿執筆料）　投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当該ワーキングペーパーを原則として 40 部進呈いたします（それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい）。

７.（著作権）　ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

８.（公開方法）　本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します（既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります）。またウエブ上においても、原則としてすべての論文を PDF ファイル形式でダウンロード可能なかたちで掲載し、公開します。

９.（原稿執筆要領）　提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

１）A4 版、横書き、各ページ１列組み（２列組みは不可）。

２）活字サイズは、日本語または中国語の場合 10.5 ～ 11 ポイント、英語の場合 11~12 ポイントとする。１ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合１ページ 40 字 30 行、英語の場合１ページ 30 行をそれぞれ目安とする。（これら３つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。）

３）タイトルページ（１枚目）には、論題、著者名、著者の所属と肩書き（大学院生に場合には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと）、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格（学会発表の経緯など）や謝辞を記載。「COE の研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題（メインタイトルおよびサブタイトル）ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する（当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため）。

４）その次のページ（２枚目）には、論題、著者名、概要、キーワード（4-6 つ程度）を記載。概要は必須とし、一つのパラグラフで記載する。その長さは 7-12 行（日本語論文または中国語論文の場合は 250 字 -400 字程度、英文論文の場合は 150 語程度）を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

５）本文は、その次のページ（３枚目）から始める。

６）タイトルページを第１ページとし、論文全体に通しページ（下方中央）を付ける。

７）注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する（論文の最後にまとめて記載するのではなく）。

８）図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する（図表自体は論文末尾に一括添付する）か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

９）引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10）文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11）論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの（本文が 15-30 ページ程度）を目安とする。

10.（投稿要領の改訂）　投稿要領の最新時点のものは、随時、当 COE のウエブページに掲載します。

論文の投稿先：　coe2-wp@sfc.keio.ac.jp
論文冊子の入手その他：　coe2-sec@sfc.keio.ac.jp
論文の PDF 版（COE ウエブページ）：　http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/

ワーキングペーパーシリーズ編集委員：　岡部光明（編集幹事）、梅垣理郎、駒井正晶